

21-03. 3 T

商標の無効・取消審判において「請求の趣旨」欄に 「類似する商品」等の表示がある場合の取扱い

1. 基本的な考え方

商標登録の取消審判又は無効審判の請求に際し、指定商品又は指定役務の一部について審判を請求するとき、審判請求書の「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等（注）の表示を記載して、取消し又は無効を求める事案がある。

審判請求書の「請求の趣旨」は、請求人が記載するものであって、当該記載に基づいて審判請求の審理の対象となる範囲が決められるものであるが、「類似する商品」等の表示は、一部取消し又は一部無効となって事件が確定したとき、登録商標の効力の及ぶ指定商品又は指定役務の範囲があいまいとなることから、原則として認めない。

したがって、「請求の趣旨」の欄に「類似する商品」等の表示のある審判請求書については、以下のとおり取り扱う。

（注）ここでいう「類似する商品」等の表示には、例えば、「類似する役務」、「類似商品」及び「類似役務」等の表示が含まれる。以下同じ。

2. 対応方法

（1）手続補正命令

ア 審判請求書の「請求の趣旨」に「類似する商品」等の表示があるときは、方式調査の段階で、商 § 56①で準用する特 § 131①に違反するものとして、補正命令を行う。

イ 当該補正命令は、請求人に対し、「類似する商品」等の表示を要旨変更とならない範囲で明確な表示に補正するか、又は、不要な場合は当該表示を削除するか、若しくは、記載された「請求の趣旨」の客観的明確性についての釈明を求める。

ウ 請求人が、補正命令に対して何も応答しなかったときは、審判長は、商§56①の規定で準用する特§133③の規定により、決定をもって審判請求書を却下することができる。

(2) 審尋

ア (1)の手続補正命令に対し、「請求の趣旨」の補正又は釈明等により何らかの応答があったときは、合議体は、「請求の趣旨」の明確性についての実質的な判断を行う。

イ 合議体は、必要に応じて商§56①で準用する特§134④に基づき、審判長による審尋によって、請求人に対し、「請求の趣旨」の明確性についての釈明を求める。

ウ 合議体が「請求の趣旨」が補正又は釈明によって明確になったと認めたときは、商標登録原簿の予告登録の更正を行った上で、審判請求書の副本を相手方に送達する。

エ 請求人から審尋に対する応答がなく、合議体が依然として「請求の趣旨」の記載が不明確であると認めたときは、商§56①で準用する特§133③により、当該審判請求書を決定をもって却下する。

(参考裁判例)

1. 知財高判平19.6.27 (平19(行ケ)10084号)
2. 知財高判平19.10.31 (平19(行ケ)10158号)
3. 知財高判平19.11.28 (平19(行ケ)10172号)

(改訂 H27. 2)